

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための 環境省設置法等の一部を改正する法律(案)(原子力組織制度改革法(案))

1 趣旨

原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、規制と利用の分離及び原子力安全規制の一元化の観点から、環境省に原子力規制庁を設置する等関係組織の再編及びその機能強化を行うとともに、今般の原子力発電所の事故を踏まえ、原子力安全に係る規制及び制度の見直しを行う。

2 概要

(1) 環境省等関係組織の再編及び機能強化

- 環境省に原子力規制庁を設置
 - ・ 原子炉等の安全のための規制の一元化
 - ・ 原子力事故時の災害防止の任務の明確化
- 原子力規制庁に原子力安全調査委員会を設置
 - ・ 原子力の安全の確保に関する施策等の実施状況、事故の原因を調査
 - ・ 環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長に勧告
- 放射線審議会を文部科学省から原子力規制庁に移管
- (独)原子力安全基盤機構の移管、(独)放射線医学総合研究所の一部共管化

(2) 原子力安全のための規制や制度の見直し

- 原子炉等規制法の改正
 - ・ 重大事故対策の強化、最新の技術的知見を施設・運用に反映する制度の導入、運転期間の制限 等
 - ・ 発電用原子炉施設の安全規制体系見直し(電気事業法との関係整理)
- 原子力災害対策特別措置法の改正
 - ・ 原子力災害予防対策の充実
 - ・ 原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化
 - ・ 原子力緊急事態解除後の事後対策の円滑化
 - ・ 原子力防災指針の法定化

3 施行期日

- 平成24年4月1日
- 原子炉等規制法の改正等による安全規制の見直しの一部については、公布日から10月内又は1年3月内で政令で定める日
- 原災法改正の一部については公布日から6月以内で政令で定める日

4 原子力安全調査委員会設置法(案)との関係

- この法律と原子力安全調査委員会設置法(案)は、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための一体不可分のもの